

2020年4月1日改定

ミライノ カード MyJCB 利用者規定

新	旧
<p>第15条(本規定の改定)</p> <p><u>両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。</u></p>	<p>第15条(本規定の変更)</p> <ol style="list-style-type: none"><u>1. 両社は、本規定を変更することができるものとします。この場合、当社は当該変更について、利用者に対し、当社ホームページ等での公表、またはEメールその他の方法による通知を行います。</u><u>2. 利用者は、前項の公表または通知の後、本サービスを利用したことをもって、当該変更に同意したものとします。</u>